

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 特定非営利活動法人スマイルパートナー

特定非営利活動法人スマイルパートナーでは、平成 25 年 6 月に共同生活援助グループホームライフを開所以来、利用者に対して身体拘束を行ったことはありません。

しかし令和 4 年度より身体拘束適正化の推進において指針の整備が義務化になったことを受けて、今後も身体拘束の撤廃に向けて努力していく上で、この指針を作成し改めて身体拘束廃止に向けて取り組んでいきたいと考えております。

#### 1、理念

身体的拘束はご利用者様の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当法人ではご利用者様一人お一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるような仕組みを作り、施設運営を行い、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施いたしません。

#### 2、根拠となる法律

障害者総合支援法

#### 3、基本方針

全施設、全職員で身体拘束廃止に努めること。

#### 4、緊急、やむを得ない場合の例外三原則

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### 5、やむを得ず一時的な身体拘束を行う可能性がある項目

自傷、他害行為があった場合、またはそれを抑制する場合。

屋外、屋内にてパニック発作、その他発作、精神的錯乱状態により当該者又は他のご利用者様に危険が迫った場合。

屋外における交通事故からの危険回避が目的の場合。

#### 6、研修の実施

身体拘束適正化についての教育、研修を年に 1 回以上設ける。

## 7、委員会の開催

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

## 8、やむを得ず身体拘束を行った場合の記録

身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状況ややむを得なかった理由などを記入します。

## 9、身体拘束の解除

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。
- ・身体拘束を行った場合は、速やかにご家族へ報告します。

## 10、ご利用者様、ご家族様に対しての説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組みを説明し十分な理解が得られるように努めます。
- ・身体拘束による行動制限の説明書の説明をし、同意を得ます。

## 11、指針の閲覧について

当法人（事業所）の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じご利用者様及びご家族様等が自由に閲覧できるように当法人のホームページに公表します。